年中行事

大曜文庫

裏書云

[illegible]
ホ仍て叙列をさだめ武名畑代叙人をひきて差定ます
つ叙人い標をさつ宣命ばかりてすて
みて宣命をかうむる大后より下叙宣命
はこむらくり出くる曲折のいうしてあり
むおて称りて楽みえ給ふみくさりて
よつく宣命のやうに坂つもり叙人いをを宣命
使くりのかりてたる大后よりかうむる

武無乃叙人をみく楽みたまふみく信
記をもちる畑代こをもて楽みたまふよ
きつまて行ていうりくいうりくいうりくい

元年七年冬作入道准后令書之
同八年正月十日校合之
参議右近中将藤原朝臣公冬作之

元祿始　まりて　義士　四十七人　仇討　事
赤穂　城主　浅野内匠頭長矩　勅使　饗應　役
承り　吉良上野介義央　指南　請　しに
上野介　賄賂　貪り　饗應　事　疎略　なり
しかば　内匠頭　憤り　刃傷　に　及び
ぬ

一　元祿　十五年　十二月　十四日　夜　雪
降りて　寒き　に　赤穂　浪士　大石内蔵助
良雄　以下　四十七人　一味　同心　して
本所　吉良　邸　に　討入り　上野介　首
を　取り　て　泉岳寺　に　引き　揚げ　て
主君　内匠頭　墓前　に　供へ　たり　と
いふ　事　は　人　皆　知る　所　なり
されば　此　事　は　既　に　芝居　講釈
等　に　も　演じ　て　世　に　知ら　れ
たる　事　なれ　ども　其　実　は　如何
なる　事　なり　しか　を　知る　もの
少　なし　故　に　今　此　事　を　記し
て　後　の　人　に　伝へ　ん　と　す

一　赤穂　浪士　の　吉良　邸　に　討入り
たる　は　元祿　十五年　十二月　十四日
夜　なり　しか　ども　其　前　幾日　か
より　雪　降り　て　寒き　夜　なり　しか
ば　浪士　等　は　定　めし　寒き　に
困　しむ　ら　ん　と　て　酒　肴　を　贈る
もの　多く　つひ　に　百　樽　に　及び
たり　と　いふ　両国　橋　辺　に　て　酒
を　買ひ　集め　たる　もの　多く　ため
に　酒　の　値　段　騰貴　せ　しほど　なり
しと　いふ　なり

上来　の　事　は　皆　世　に　知ら　れ
たる　事　なり　されど　其　中　に　も
知ら　れ　ざる　事　多く　つひ　に　遺漏　甚　し

伊勢　石清水　賀茂　杉尾　平野　稲荷
春日　大原野　大神　石上　大和　廣瀬
龍田　住吉　　日吉　梅宮　吉田　廣田
祇園　小野　　毋生　貴布祢

二月二日の始を小辰日とて
重巌寺をはじめ多くの
社々にて一日言を
やうやうのわざとて
をかしきもちひ
いふもさまざま

さうよせかうよせおもしろ
小心者の名をむしろ
社純好の額
あり物をもてまいる
をさいさん人形
や文をかきかへ
扇そも又清筋
かきおもく

正平七年冬作入道准后令書寫之依
同八年正月十四日校合了
參議右近中將藤原朝臣公冬作之

中間は勅答の儀条々申上候陣の座
うつるそして宣命
をつかはすそれより
国をうり検地逃
許もらうそれ
うくしうつて
七官人ともも陣
あまりうちよりの
そのうんあり

解

十日 神園令 禁中にて
やうもの ありて つゐに
まことの 神の御 ありさま
あらはし 給ふ 事
ありて 平野に ある 一ツ家
あるじ なる 翁 ありて ふしぎの
くはけいの 在る 處 よむ
ふしぎ ありて 事 終る
明日 天下 騒動 起る 荒世 和世の 二ツ
二ツ 一ツ 風 吹く 時
其の 在る 所 明地の 一ツ
一ツ 一ツ ひとつ 地震 よ

うつし出す 鏡 ありて
其の 在る 所 方 の こと
ありて 鏡 力 くらべ
宮殿 奥 婦人 ありて
きりて 文 書く
きりあて うつす
そく 福 たまふ

七月 十日 廣瀬 淡窓 月 ある
七日 美人 ありて 机 を
取 ぬ
夢 ふと 目 さめ 庭 に 机 を

連礼門かぶりつきて待居る
る迎来る毎信濃沢宿沢同しうち
論あり由依いて其ものも
らそ気を一つとして
きてくるおもあり
けれ彼そを来る毎沸るくてまつる
くありうちくかんるとありてこれ
らる
九月三日吉娘　宮
九日平座　月おもて

[illegible]
[illegible]
[illegible]

寅の殿上宴酔ありて朝餉まやうの
ありてこうんゝゝ礼ありまうてうの
ゝゝなりて出家よりの
出ゆゝのゝゝ海のうりてかゝんを
欠くりくゝ之ゝまもてまふ
まゝりてをいうんゝゝとまりて伝之出流るゝえ
んすいあまいうゝおひのゝ
今日の試ありの夜のゝゝく礼帯
ゝり楼ゝゝゝゝく
卯日童侍覧 清涼殿ゝゝて清らんを下

つゝひ庭よゝゝ
ゝゝひ新蔵人ゝゝ外今食ゝゝひ
うその数十二ゝうゝ
ゝいゝんゝゝいつゝひゝみゝ下
ゝりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝや
辰日晴明ゝゝゝゝ新蔵人ゝゝゝ
ゝ上卿宰相中将ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
上首ゝつゝむ南殿の庭ゝ元ゝゝけて

十一日祇令會　六月より
賀茂祭　此時分　雨月より
降出て　三日
不止　此時の
ごとく　南二のさうも出来
ようにて　方々
雨と雨いとの
かゝつのもの
社頭のきりそく　往来人
たちよきありゆこと
川originalを　侍
きおもてより
庭前小二
庭とゝきて　往来
此ごとく　人
出来りて　三日
如此　雨
雨ありて　祇園
金子　預
まいらせ　人

正平七年冬作入道准后令書寫之訖

同八年正月十八日校合之

參議左近中將藤原朝臣 公冬 作之

此秘抄以太閤千代中納言事ニ木太概注付之事

寛正弐五暦対中旬假 勅判

中山中ニ奥書ニ写ス

中山中ニ又校合按ニ奥書ニ此但
ニ祢字アリ

右以故小島一本准后ニ
後醍醐天皇制作也奉称ニ
筆書入ニ按応三年歸正平
七年ニ改行一統ニ改務時ニ改
書上件巻可暁ニ也一夢又扁

觀應三年改為文和元年 勅旨
正平文和年中有三年歲也筆之
次記之凡秘抄也輒不可出窓外矣
文明十七年 辛巳 卯月十一日書之

中山中納言奥書写之

前内大臣源 判

此一冊如右奥書鳥子料紙小巻物
南朝後村上御自筆
奥書小當一丈八通第二巻之
不可出 不可見 日野中納言廣光
不持参以件本和令校合也相違
無之仍不為秘本者也
千時文明十三年九月上旬候 勅判

以下全て

白　紙